

(案)

長久手市平成こども塾付属設備等使用要領

(目的)

第 1 条 この要領は、長久手市平成こども塾付属設備等（以下「かまど等」という。）の使用について、長久手市平成こども塾条例（平成 18 年長久手町条例第 17 号）第 4 条及び長久手市平成こども塾条例施行規則（平成 22 年長久手町教育委員会規則第 2 号）第 4 条から第 6 条までに定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 使用時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(使用対象)

第 3 条 かまど等の使用対象は、次に掲げる事項を全て満たす団体又は 2 人以上のグループとする。

- (1) 市内在住の者が半数以上であること。
- (2) 小学生又は中学生の子どもを主体とし、その保護者又は監督者がいること。

(3) 前 1 号 2 号の他、教育委員会が認める場合は、この限りでない。

(使用人数)

第 4 条 使用人数は、2 人以上 40 人程度までとする。

(使用手続の開始)

第 5 条 使用手続の開始は、使用希望日の 2 か月前からとする。

ただし、使用希望日の 1 か月前になっても使用希望者がいない場合においては、第 3 条第 3 号の使用対象者のみでも使用できるものとする。

(薪の使用)

第 6 条 平成こども塾の薪を使用する場合は、一束単位で購入するものとする。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。